

# 「奈良県中央卸売市場再整備に関する基本協定書」変更案・現行の比較

参考資料

変更案	現行	変更趣旨等
奈良県(以下「県」という。)と奈良県中央卸売市場協会、株式会社奈良大果、奈良中央青果株式会社、株式会社南都水産、株式会社奈良魚市、奈良県中央市場青果卸売協同組合、奈良県中央卸売市場水産物卸協同組合及び奈良県中央卸売市場関連卸協同組合(以下「市場事業者団体等」という。)は、奈良県中央卸売市場(以下「中央卸売市場」という。)の再整備に関して、次のとおり基本協定を締結する。	奈良県(以下「県」という。)と奈良県中央卸売市場協会、株式会社奈良大果、奈良中央青果株式会社、株式会社南都水産、株式会社奈良魚市、奈良県中央市場青果卸売協同組合、奈良県中央卸売市場水産物卸協同組合及び奈良県中央卸売市場関連卸協同組合(以下「市場事業者団体等」という。)は、奈良県中央卸売市場(以下「中央卸売市場」という。)の再整備に関して、次のとおり基本協定を締結する。	
(前文)	(前文)	
中央卸売市場は、全国で初めての県営中央卸売市場として昭和52年に開設され、生鮮食料品の円滑な供給という重要な役割を担ってきた。開設から40年以上が経過する過程で、少子高齢の進展や人口減少に伴う食料消費の減少、少数世帯の増加等により、食品流通を取り巻く環境は変容し、加工食品や外食・中食需要の拡大、食の簡便性の追求、産地直売、Eコマースの拡大など流通の多様化が進んでいる。	中央卸売市場は、全国で初めての県営中央卸売市場として昭和52年に開設され、生鮮食料品の円滑な供給という重要な役割を担ってきた。開設から40年以上が経過する過程で、少子高齢の進展や人口減少に伴う食料消費の減少、少数世帯の増加等により、食品流通を取り巻く環境は変容し、加工食品や外食・中食需要の拡大、食の簡便性の追求、産地直売、Eコマースの拡大など流通の多様化が進んでいる。	
このような状況に対応し、時代の要請に即した卸売市場として将来にわたり発展していくために、老朽化した市場を再整備し、市場機能の高度化や安全・安心な食材の提供に必要な施設整備や市場の立地を生かした食品流通拠点としての機能充実を目指していく必要がある。	このような状況に対応し、時代の要請に即した卸売市場として将来にわたり発展していくために、老朽化した市場を再整備し、市場機能の高度化や安全・安心な食材の提供に必要な施設整備や市場の立地を生かした食品流通拠点としての機能充実を目指していく必要がある。	
県及び市場事業者団体等は、 <b>奈良県における生鮮食料品を安定的に供給する市場の流通拠点機能を充実させ、奈良県民の食の安全・安心を確保するとともに、市場の機能・特性や立地を活用し、「食」を通じた地域の賑わいや交流を創出することで、</b> 周辺地域と共生した、新しい賑わいを生み出す中央卸売市場の再整備に取り組むこととする。	県及び市場事業者団体等は、 <b>市場を奈良県の農水産業振興及び地域の個性や魅力を再構築する重要な拠点として位置づけ、県民や観光客が訪れる食を中心とした賑わいのある複合拠点の整備を進める必要があることから、意欲ある地域の生産者と強固な結びつきを持ちながら、</b> 周辺地域と共生した、新しい賑わいを生み出す中央卸売市場の再整備に取り組むこととする。	「賑わいエリア」の整備内容を見直すことによる修正
(目的)	(目的)	
第1条 本協定は、県と市場事業者団体等の再整備に関する連携協力、役割分担と、同市場の運営に関する基本的な考え方について定め、もって、中央卸売市場の再整備を円滑かつ確実に実施し、同市場が将来にわたり、 <b>奈良県における生鮮食料品を安定的に供給する拠点</b> としての役割を果たし続けられるようにすることを目的とする。	第1条 本協定は、県と市場事業者団体等の再整備に関する連携協力、役割分担と、同市場の運営に関する基本的な考え方について定め、もって、中央卸売市場の再整備を円滑かつ確実に実施し、同市場が将来にわたり、 <b>奈良県の食と農水産業振興の拠点</b> としての役割を果たし続けられるようにすることを目的とする。	「賑わいエリア」の整備内容を見直すことによる修正
(連携協力)	(連携協力)	
第2条 県と市場事業者団体等は、前文の趣旨及び第1条の目的を達成するため、互いに連携協力して、中央卸売市場の再整備を実施し、運営を行う。	第2条 県と市場事業者団体等は、前文の趣旨及び第1条の目的を達成するため、互いに連携協力して、中央卸売市場の再整備を実施し、運営を行う。	
(再整備の実施主体、配慮事項)	(再整備の実施主体、配慮事項)	
第3条 県は、中央卸売市場の <b>「市場エリア」と「賑わいエリア」の親和性のある一体的な整備を念頭に置きながら、先行して「市場エリア」を整備する事業者を募集し、その整備中に「賑わいエリア」を整備する事業者募集を行う。なお、事業者が応募する際には、「賑わいエリア」の整備に係るアイデアの提案も可能とする。</b>	第3条 県は、中央卸売市場の <b>市場エリア(BtoB)及び賑わいエリア(BtoC)の整備を一括して行う。</b>	一括整備から段階的整備に変更
2 整備に必要な用地取得及び <b>「市場エリア」の建設工事は県が実施するものとし、「賑わいエリア」の建設工事は民間事業者による独立採算での実施を基本とする。</b> 整備期間を通じて市場事業者団体等は県に協力するものとする。	2 整備に必要な用地取得及び <b>建設工事は県が実施するものとし、</b> 整備期間を通じて市場事業者団体等は県に協力するものとする。	「賑わいエリア」の建設工事は、民間事業者による独立採算での実施を基本とすることを明記
3 県は、中央卸売市場の再整備工事期間中においても、生鮮食料品の安定供給を果たすため、市場の営業継続に特段の配慮をするものとする。	3 県は、中央卸売市場の再整備工事期間中においても、生鮮食料品の安定供給を果たすため、市場の営業継続に特段の配慮をするものとする。	
4 再整備工事期間中に必要となる仮設施設等の数が少なくなるよう、県及び市場事業者団体等は、相互に協力するものとする。	4 再整備工事期間中に必要となる仮設施設等の数が少なくなるよう、県及び市場事業者団体等は、相互に協力するものとする。	
(再整備された市場の運営に関する事項)	(再整備された市場の運営に関する事項)	
第4条 中央卸売市場の再整備後の運営においては、次項から第9項までの事項を重要視し、県と市場事業者団体等が連携協力して進めるものとする。	第4条 中央卸売市場の再整備後の運営においては、次項から第9項までの事項を重要視し、県と市場事業者団体等が連携協力して進めるものとする。	
2 県は、中央卸売市場の <b>「市場エリア」</b> の土地・建物その他の施設を保有し、市場事業者等に使用を <b>認める。</b>	2 県は、中央卸売市場の <b>市場エリア(BtoB)</b> の土地・建物その他の施設を保有し、市場事業者等に使用を <b>許可する。</b>	BtoBの表現を削除 正確な表現に修正
3 市場事業者等の、 <b>「市場エリア」</b> に係る事業費負担については、別途協定で定めるものとする。	3 市場事業者等の、 <b>市場エリア(BtoB)</b> に係る事業費負担については、別途協定で定めるものとする。	BtoBの表現を削除
4 市場事業者団体等は、市場再整備後における市場事業者の事業継続を積極的に働きかけるとともに、適切な施設規模や事業者数を把握し、県と協議する。	4 市場事業者団体等は、市場再整備後における市場事業者の事業継続を積極的に働きかけるとともに、適切な施設規模や事業者数を把握し、県と協議する。	
5 県は、卸売市場の <b>高機能化・効率化</b> に資する整備を行い、市場事業者団体等は、卸売市場の <b>高機能化・効率化</b> を推進する。	5 県は、卸売市場の <b>効率化・高機能化</b> に資する整備を行い、市場事業者団体等は、卸売市場の <b>効率化・高機能化</b> を推進する。	基本方針の表現と同じになるように修正
6 市場事業者団体等は、安全で安心な生鮮食料品の安定供給のためにHACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組むこととする。	6 市場事業者団体等は、安全で安心な生鮮食料品の安定供給のためにHACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組むこととする。	
7 市場事業者団体等は、社会環境の変化に対応して、高付加価値なサービスを提供するため、DX(デジタルトランスフォーメーション)化の取組を推進する。	7 市場事業者団体等は、社会環境の変化に対応して、高付加価値なサービスを提供するため、DX(デジタルトランスフォーメーション)化の取組を推進する。	
8 市場事業者団体等は、生鮮食品流通における変化に対応した商品提供に取り組むとともに、 <b>「賑わいエリア」</b> に積極的に参入することとする。	8 市場事業者団体等は、生鮮食品流通における変化に対応した商品提供に取り組むとともに、 <b>賑わいエリア(BtoC)</b> に積極的に参入することとする。	BtoCの表現を削除
9 <b>「市場エリア」及び「賑わいエリア」</b> の一体的運営と賑わいづくり、地域との交流強化について、県と市場事業者団体等は協力してこれを行う。 <b>市場</b> の一体的運営については、県、市場事業者団体等、 <b>「賑わいエリア」</b> の運営事業者の間で協定を結んでこれを行う。	9 <b>市場エリア(BtoB)及び賑わいエリア(BtoC)</b> の一体的運営と賑わいづくり、地域との交流強化について、県と市場事業者団体等は協力してこれを行う。 <b>両エリア</b> の一体的運営については、県、市場事業者団体等、 <b>賑わいエリア(BtoC)</b> の運営事業者の間で協定を結んでこれを行う。	BtoB、BtoCの表現を削除 一括整備から段階的整備に変更することによる修正
(その他)	(その他)	
第5条 県と市場事業者団体等は、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。	第5条 県と市場事業者団体等は、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。	
本書締結の証として、本書2通を作成し、県、市場事業者団体等が記名押印のうえ、各自1通を保有する。	本書締結の証として、本書2通を作成し、県、市場事業者団体等が記名押印のうえ、各自1通を保有する。	